

第 1 編 共 通 編

茨城県森林土木工事調査等業務共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則	1- 1
第1101条 適用	1- 1
第1102条 用語の定義	1- 1
第1103条 調査等業務に関する一般事項	1- 4
第1104条 業務の着手	1- 4
第1105条 設計図書の支給及び点検	1- 4
第1106条 監督員	1- 4
第1107条 管理技術者	1- 5
第1108条 照査技術者	1- 6
第1109条 提出書類	1- 6
第1110条 打合せ等	1- 7
第1111条 業務計画書	1- 7
第1112条 資料の貸与及び返却	1- 8
第1113条 関係官公庁への手続き等	1- 8
第1114条 地元関係者との交渉等	1- 8
第1115条 土地への立入り等	1- 9
第1116条 成果物の提出	1- 9
第1117条 関係法令及び条例の遵守	1-10
第1118条 検査	1-10
第1119条 修補	1-10
第1120条 条件変更等	1-11
第1121条 契約変更	1-11
第1122条 履行期間の変更	1-11
第1123条 一時中止	1-12
第1124条 発注者の賠償責任	1-12
第1125条 受注者の賠償責任	1-13
第1126条 部分使用	1-13
第1127条 再委託	1-13
第1128条 成果物の使用等	1-14
第1129条 守秘義務	1-14
第1130条 安全等の確保	1-14
第1131条 臨機の措置	1-15
第1132条 履行報告	1-15
第1133条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-15
第1134条 コスト縮減の推進	1-15
第1135条 環境負荷の低減	1-16

第1編 共通編

第1章 総則

(適用)

第1101条 茨城県森林土木工事調査等業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、茨城県農林水産部の所管に関わる森林土木工事の調査、測量、設計及び計画業務(以下「調査等業務」という。)を実施する場合、建設工事に係る設計等業務の委託契約書(以下「契約書」という。)及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2** **設計図書**は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束するものとする。
- 3** **特記仕様書**、**図面**又は**共通仕様書**の間に相違がある場合、又は**図面**からの読み取りと**図面**に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
- 4** **設計図書**は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は()内を非SI単位とする。

(用語の定義)

第1102条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「**発注者**」とは、支出負担行為又は、契約担当者をいう。
- (2) 「**受注者**」とは、調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人もしくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「**監督員**」とは、**契約図書**に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**等の職務等を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「**検査員**」とは、調査等業務の完了の検査に当たって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「**管理技術者**」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「**照査技術者**」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (7) 「**契約図書**」とは、契約書及び**設計図書**をいう。

- (8) 「**契約書**」とは、建設コンサルタント業務委託契約書をいう。
- (9) 「**設計図書**」とは、**仕様書**、**図面**、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、数量総括表をいう。
- (10) 「**仕様書**」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (11) 「**共通仕様書**」とは、調査等業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (12) 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書を補足し、当該調査等業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13) 「**数量総括表**」とは、調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (14) 「**現場説明書**」とは、調査等業務の入札等に参加するものに対して発注者が当該調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (15) 「**質問回答書**」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (16) 「**図面**」とは、入札等に際して発注者が交付した**図面**（電子化された**図面**を含む。以下同じ。）及び発注者から変更又は追加された**図面**及び**図面**のもとになる計算書等をいう。
- (17) 「**指示**」とは、監督員が受注者に対し、調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18) 「**請求**」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (19) 「**通知**」とは、発注者もしくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは監督員に対し、調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「**報告**」とは、受託者が監督員に対し、調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「**申し出**」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (22) 「**承諾**」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23) 「**質問**」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (24) 「**回答**」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25) 「**協議**」とは、書面により**契約図書**の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で

合議することをいう。

- (26) 「**提出**」とは、受注者が監督員に対し、調査等業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- 1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と**協議**するものとする。
- (28) 「**成果物**」とは、受注者が**契約図書**に基づき履行した調査等業務の成果を記録した図書、**図面**及び関連する資料をいう。
- (29) 「**検査**」とは、**契約図書**に基づき、検査員が調査等業務の完了を**確認**することをいう。
- (30) 「**打合せ**」とは、調査等業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (31) 「**修補**」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (32) 「**協力者**」とは、受注者が調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- (33) 「**使用人等**」とは、協力者又はその代理人もしくは現場作業員及び事務員その他これに準ずる者をいう。
- (34) 「**調査等業務の区分及び内容**」

調査等業務の内容は、次のとおりとする。

- ア 個別に独立し、かつ高度な解析を伴わない測定、試験等の一般調査業務（以下「調査」という。）を、第2編第1章、第2章及び第3編第2章に規定する。
- イ 調査結果の解析・分析並びに計画樹立等に当たって、総合的にかつ高度な技術的判断を必要とする解析等調査業務（以下「解析等調査」という。）を、第2編第3章から第5章及び第3編第1章に規定する。
- ウ 設計等に用いるための地形を把握する目的で行う測量業務を第2編第6章から第9章及び第3編第3章に規定する。
- エ 適切な工種・工法の選択・配置、規模・構造等を決定する目的で行う設計業務を第2編第10章から第12章及び第3編第4章に規定する。

(調査等業務に関する一般事項)

第1103条 調査等業務の実施は、共通仕様書によるもののほか、「治山技術基準」「民有林補助治山事業全体計画作成等要領」「治山流域別調査要領」「林道規程」「林道技術基準」「森林整備保全事業設計積算要領」「森林土木木製構造物設計等指針」及びこれらに関連する諸基準等によるものとし、これら以外のものによる場合は、事前に監督員の**承諾**を受けるものとする。

(業務の着手)

第1104条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査等業務の実施のため監督員との打合せまたは現地踏査を開始することをいう。

(設計図書の支給及び点検)

第1105条 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、発注者は受注者に**図面**の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、**設計図書**の内容を十分点検し、疑義のある場合には、監督員に書面により**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
- 3 監督員は必要と認める場合には、受注者に対し、**図面**又は詳細図面等を追加支給するものとする。

(監督員)

第1106条 発注者は、調査等業務における監督員を定め、受注者に**通知**するものとする。

- 2 監督員は、**契約図書**に定められた事項の範囲内において、**指示**、**承諾**、**協議**等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、受注者に対し口頭による**指示**等を行うことができるものとし、受注者はその**指示**等に従うものとするが、監督員は、その**指示**等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を**通知**するものとする。

(管理技術者)

- 第1107条** 受注者は、調査等業務における管理技術者を定め、発注者に**通知**しなければならない。
- 2 管理技術者は、**契約図書**等に基づき、業務の技術上の管理及び統括等を行わなければならない。
 - 3 管理技術者の資格は、用地測量業務については、測量法(平成19年5月改正 法律第55号)に基づく測量士の有資格者で、かつ高度な技術と十分な実務経験を有する者とし、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
 - 4 管理技術者の資格は、特記仕様書において定めがある場合を除き、解析等調査及び設計業務については、技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目又は業務に該当する部門))又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ(RCCM(業務に該当する部門))又はAPEC エンジニアの資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
 - 5 前項において、「同等の能力と経験を有する技術者」とは、受託する業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2年以上あり、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。
 - (2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。
 - (3) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者。
 - (4) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であつて、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。
 - 6 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。

なお、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって**報告**しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限(契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ、発注者及び監督員は管理技術者に対して**指示**等を行えば足りるものとする。
 - 7 管理技術者は、監督員が**指示**する関連のある調査等業務の受注者と十分に**協議**のうえ、相互に協力し業務を実施しなければならない。

- 8 管理技術者は、第1108条第5項に規定する照査結果の**確認**を行わなければならない。

(照査技術者)

第1108条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合は、調査等業務における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

- 2 照査技術者の資格は、第1107条第4項及び第5項に準ずるものとする。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、**設計図書**に定める又は監督員の**指示**する業務の節目毎にその成果の**確認**を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、管理技術者の**確認**を受けなければならない。

(提出書類)

第1109条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を、監督員を経て、発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、調査等業務契約に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者（公益法人等を除く）は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務については、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督員の**確認**を受けたいえ、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のためのお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の**確認**を受け、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督

員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。

(打合せ等)

第1110条 調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な**連絡**をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に**確認**しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2 調査等業務着手時及び**設計図書**で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し相互に**確認**しなければならない。

3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と**協議**するものとする。

(業務計画書)

第1111条 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

2 業務計画書には、**契約図書**に基づき、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制(緊急時を含む)
- (9) 使用する主な機器
- (10) その他

なお、受注者は**設計図書**において照査技術者による照査が定められている場合は、第1108条

3項の照査計画について記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、監督員が**指示**した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を**提出**しなければならない。

(資料の貸与及び返却)

- 第1112条** 監督員は、**設計図書**に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。
 - 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
 - 4 受注者は、**設計図書**に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

(関係官公庁への手続き等)

- 第1113条** 受注者は、調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行わなければならない。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に**報告**し**協議**しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

- 第1114条** 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、受注者は、監督員の**指示**がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う調査等業務の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、監督員の**承諾**を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
 - 3 受注者は、**設計図書**の定め、あるいは監督員の**指示**により受注者が行うべき地元関係者への

説明、交渉等については、交渉等の内容を書面により随時、監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従わなければならない。

4 受注者は、調査等業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、**設計図書**に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、**指示**に基づいて変更しなければならない。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と**協議**のうえ定めるものとする。

(土地への立入り等)

第1115条 受注者は、屋外で行う調査等業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、調査等業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合は、直ちに監督員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。

2 受注者は、調査等業務実施のため立木等の伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に**報告**するものとし、**報告**を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の**指示**がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、**設計図書**に示すほかは監督員と**協議**により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に**提出**し身分証明書の交付を受け、土地への立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(成果物の提出)

第1116条 受注者は、調査等業務が完了したときは、**設計図書**に示す成果物(**設計図書**で照査技

術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務報告書とともに**提出**し、検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、**設計図書**に定めがある場合、又は監督員の**指示**に同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。
- 3 受注者は、「茨城県電子納品ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づいて成果物を作成し、**提出**するものとする。**設計図書**及びガイドラインに特に記載が無い項目については、監督員と**協議**のうえ決定するものとする。

(関係法令及び条例の遵守)

第1117条 受注者は、調査等業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(検 査)

第1118条 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に**提出**する際には、**契約図書**により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に**提出**していないなければならない。

- 2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする
 - (1) 調査等業務成果物の検査
 - (2) 調査等業務管理状況の検査調査等業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(修 補)

第1119条 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を**指示**することができるものとする。

- 2 受注者は、検査員が**指示**した期間内に修補を完了しなければならない。
- 3 検査員が修補の**指示**をした場合において、修補の完了の**確認**は、検査員の**指示**に従うものとする。

- 4 検査員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に**通知**するものとする。
- 5 検査員が**指示**した期間内に修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から修補完了の**確認**の日までの期間を、契約書第30条第2項に規定する期間に含めないものとする。

(条件変更等)

- 第1120条** 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が**協議**し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく**設計図書**の変更又は訂正の**指示**を行う場合は、指示書によるものとする。

(契約変更)

- 第1121条** 発注者は、次の各号に掲げる場合において、調査等業務契約の変更を行うものとする。
- (1) 業務内容変更により、業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が**協議**し、調査等業務の施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える**設計図書**の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する**契約図書**を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第1120条第2項の規定に基づき、監督員が受注者に**指示**した事項
 - (2) 調査等業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との**協議**で決定された事項

(履行期間の変更)

- 第1122条** 発注者は、受注者に対して調査等業務の変更の**指示**を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に**通知**しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると**確認**された事項及び、調査等業務の一時中止を**指示**した事項であっても残履行期間及び、残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の**協議**に代えることができるものとする。
 - 3 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行

期間の延長理由，必要とする延長日数の算定根拠，変更工程表その他必要な資料を発注者に**提出**しなければならない。

- 4 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には，受注者は，速やかに業務工程表を修正し**提出**しなければならない。

(一時中止)

第1123条 契約書第19条第1項の規定により，次の各号に該当する場合において，発注者は，受注者に書面をもって**通知**し，必要と認める期間，調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお，暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による調査等業務の中断については，第1131条臨機の措置により，受注者は，適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の調査等業務の進捗が遅れたため，調査等業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により調査等業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により調査等業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産，受注者，使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認められた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか，発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は，受注者が**契約図書**に違反し，又は監督員の**指示**に従わない場合等，監督員が必要と認めた場合には，調査等業務の全部又は一部の一時中止させることができるものとする。
- 3 受注者は，前2項の場合においては，屋外で行う調査等業務の現場の保全について監督員の**指示**に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第1124条 発注者は，以下の各号に該当する場合には，損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害，契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について，発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し，その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第1125条 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第1126条 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途調査等業務の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に**提出**するものとする。

(再委託)

第1127条 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の**承諾**を必要としない。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の**承諾**を得なければならない。

4 受注者は、調査等業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査等業務の実施について適切な指導、管理のもとに調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、茨城県の建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格者である場合は、指名停止期間中に再委託してはならない。

(成果物の使用等)

第1128条 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の**承諾**を得て、単独又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、**設計図書**に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を受けなければならない。

(守秘義務)

第1129条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果物の発表に際しての守秘義務について、第1128条第1項の**承諾**を受けた場合はこの限りではない。

(安全等の確保)

第1130条 受注者は、屋外で行う調査等業務の実施に際しては、調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも努めなければならない。

2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、調査等業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う調査等業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う調査等業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておかななければならない。

5 受注者は、屋外で行う調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する

旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う調査等業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立するとともに、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う調査等業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に**報告**するとともに、監督員が**指示**する様式により事故報告書を速やかに監督員に**提出**し、監督員から**指示**ある場合にはその**指示**に従わなければならない。

(臨機の措置)

- 第1131条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に**報告**しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(履行報告)

- 第1132条** 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

- 第1133条** 受注者は、**設計図書**に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、事前に監督員と**協議**するものとする。
- 2 受注者は、**設計図書**に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に**提出**しなければならない。

(コスト縮減の推進)

- 第1134条** 受注者は、調査等業務の実施に当たっては、効率的な森林土木工事の施工に資する計

画立案・策定及び設計に努め、コスト縮減の推進に配慮しなければならない。

(環境負荷の低減)

- 第1135条** 受注者は、調査等業務の実施に当たり、森林土木工事における環境負荷の低減に資する資材等の活用、建設資材の再資源化及び廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2** 受注者は、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成15年7月16日改正 法律第119号、以下「グリーン購入法」という。)に基づき選定された小径丸太材(間伐材)等の特定調達物品等の優先的使用と普及に配慮しなければならない。
- 3** 受注者は、工事に伴って発生する根株、伐採木及び末木枝条については、「森林内における建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて」(平成11年11月16日11-16 林野庁林政部森林組合課長他6課長連名通知)に基づき、建設資材としての利用及び工事現場内における林地還元を配慮しなければならない。